

一般社団法人資産運用フォーラム定款

第1章 総則

(名称)

第1条 当法人は、一般社団法人資産運用フォーラムと称する。

2 当法人は、英文では、Japan Asset Management Forum と表示する。

(事務所)

第2条 当法人は、主たる事務所を東京都中央区に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 当法人は、国内外の資産運用会社を中心とした関係者の参画・連携を得て、資産運用立国・国際金融センターの実現等に向けて、日本の資産運用業の改革等に関する対話・議論を行い、日本市場の魅力・政策等を普及・促進することを目的とする。

(事業)

第4条 当法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 国内外の関係者との対話・議論に係る事業
- (2) 日本市場の魅力・政策等に関する情報発信に係る事業
- (3) その他フォーラムの目的を達成するために必要な事業
- (4) 前各号に掲げるもののほか、当法人の目的を達成するために必要な業務

第3章 社員及び会員

(法人の構成員)

第5条 当法人に次の4種の会員を置き、正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下、「一般法人法」という。）上の社員とする。

- (1) 正会員 当法人の事業に賛同し、同事業を的確、公正かつ効率的に遂行することができ、十分な社会的信用を有する法人又は団体
- (2) 賛助会員 当法人の事業に賛同し、同事業に協力することができ、十分な社会的信用を有する法人又は団体

(3) スタートアップ会員 当法人の事業に賛同し、同事業に協力することができ、社員総会において別に定める資格要件を満たす法人又は団体

(4) オブザーバー会員 当法人の事業に賛同し、特別の協力をなし得るものとして理事会が認めた公共性の高い団体

(入会)

第6条 当法人の会員として入会しようとする者は、理事会において別に定める申込手続に従い、入会の申し込みを行うものとする。

2 入会は、理事会において別に定める基準により、運営委員会においてその可否を決定し、これを本人に通知するものとする。

(会費等)

第7条 会員は、当法人の目的を達成するために必要な経費に充てるため、社員総会において別に定める会費を納入しなければならない。

(任意退会)

第8条 会員は、理事会において別に定める退会届を提出して、任意に当法人を退会することができる。

(除名)

第9条 当法人の社員である会員が次の各号のいずれかに該当する場合には、一般法人法第49条第2項に定める社員総会の決議により、その社員を除名することができる。

(1) 当法人の定款又は規則に違反したとき

(2) 当法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき

(3) その他除名すべき正当な事由があるとき

2 当法人の社員以外の会員が前項各号のいずれかに該当する場合には、理事会の決議によって当該会員を除名することができる。

(会員資格の喪失)

第10条 前2条の場合の他、会員は、次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

(1) 第7条の支払いの義務を1年以上履行しなかったとき

(2) 総社員が同意したとき

- (3) 会員である法人又は団体が解散し、又は破産手続開始の決定を受けたとき

第4章 社員総会

(構成)

第11条 社員総会は、すべての社員をもって構成する。

(権限)

第12条 社員総会は、一般法人法に規定する事項及びこの定款で定めた事項に限り決議する。

(開催)

第13条 当法人の社員総会は、定時社員総会として毎事業年度終了後3か月以内に開催するほか、必要がある場合に開催する。なお、社員総会は、社員総数の過半数の出席がなければ開会することはできない。

(招集)

第14条 社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

2 総社員の議決権の10分の1以上の議決権を有する社員は、理事長に対し、社員総会の目的である事項及び招集の理由を示して、社員総会の招集を請求することができる。

3 社員総会の招集通知は、法令に別段の定めがある場合を除き、会日の1週間前までに社員に対して発する。

(議長)

第15条 社員総会の議長は、理事長がこれに当たる。

(議決権)

第16条 社員総会における議決権は、1社員につき1個とする。

(決議)

第17条 社員総会の決議は、法令又はこの定款に別段の定めがある場合を除き、総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席した当該社員の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総社員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

- (1) 社員の除名
- (2) 監事の解任
- (3) 定款の変更
- (4) 解散
- (5) その他法律で定められた事項

(議事録)

第18条 社員総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 前項の議事録には、議長及び社員総会において選任された議事録署名人2名が、記名押印又は署名する。

(書面による議決権の行使等)

第19条 社員総会に出席することができない社員は、予め通知された事項について書面をもって又は電磁的方法により議決し、又は他の社員を代理人として議決権を行使することができる。

第5章 役員

(役員の種類及び員数)

第20条 当法人に、次の役員を置く。

- 1. 理事 3名以上10名以内
- 2. 監事 1名以上
- 2 理事のうち2名以内を理事長とし、副理事長及び専務理事をそれぞれ1名置くことができる。
- 3 前項の理事長を一般法人法上の代表理事とし、副理事長及び専務理事を同法の業務執行理事とする。

(役員の選任)

第21条 理事及び監事は、社員総会の決議によって選任する。

- 2 理事長、副理事長及び専務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。
- 3 監事は当法人又はその子法人の理事又は使用人を兼ねることができない。

- 4 理事のうち、理事のいずれか1名とその配偶者又は3親等内の親族その他特別の関係にある者に該当する理事の合計数が理事総数の3分の1を超えてはならない。監事についても同様とする。

(理事の職務及び権限)

第22条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

- 2 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、当法人を代表し、その業務を執行する。
- 3 副理事長は、理事長を補佐し、当法人の業務を執行する。
- 4 専務理事は、理事長及び副理事長を補佐し、当法人の業務を執行する。
- 5 理事長、副理事長及び専務理事は、毎事業年度に4か月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告する。
- 6 当法人は、役員的一般法人法第111条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、理事会の決議によって、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。

(監事の職務及び権限)

第23条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令の定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、当法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。
- 3 監事は、前2項の規定による監査及び調査の結果、当法人の業務又は財産に関し、理事が不正の行為をし、若しくは当該行為をするおそれがあると認めるとき、又は法令若しくは定款に違反する事実若しくは著しく不当な事実があると認めるときは、これを理事会に報告しなければならない。

(役員の任期)

第24条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

- 2 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。
- 3 補欠として選任された理事及び監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

- 4 第20条に定める理事又は監事の員数が欠けた場合には、任期の満了又は辞任により退任した理事又は監事は、新たに選任された理事又は監事が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第25条 理事及び監事は、社員総会の決議によって解任することができる。

(報酬等)

第26条 理事及び監事の報酬等は、社員総会の決議によって定める。

第6章 理事会

(構成)

第27条 当法人に理事会を置く。

- 2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第28条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) 当法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 理事長、副理事長及び専務理事の選定及び解職
- (4) その他法令又は定款に規定する職務

(開催)

第29条 理事会は、通常理事会と臨時理事会の2種とする。なお、理事会は、理事総数の過半数の出席がなければ開会することはできない。

- 2 通常理事会は、毎事業年度2回開催する。

- 3 臨時理事会は、次に掲げる場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき
- (2) 理事長以外の理事から、会議の目的である事項及び招集の理由を示して理事長に招集の請求があったとき

(招集)

第30条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

(議長)

第31条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。ただし理事長が欠けたときは、あらかじめ理事会で定めた順位により、ほかの理事がこれに代わるものとする。

(決議)

第32条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、一般法人法第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第33条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した理事長及び監事は、前項の議事録に記名押印又は署名する。

(運営委員会)

第34条 当法人の事業の円滑な運営を図るため必要があると認めるときは、理事会決議により、運営委員会を置くことができる。

2 運営委員会の委員は、理事が所属する正会員である組織に所属する者とし、理事会の同意を経て、理事長が委嘱する。

3 運営委員会は、一般法人法及びこの定款に定める社員総会決議事項及び理事会決議事項についての意思決定を行うことはできない。

4 運営委員会に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

第7章 資産及び会計

(事業年度)

第35条 当法人の事業年度は、毎年7月1日に始まり翌年6月30日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第36条 当法人の事業計画書及び収支予算書については、毎事業年度の開始の日の前日までに理事長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第37条 当法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受け、かつ、理事会の承認を経て、定時社員総会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、第3号及び第4号の書類については承認を受けなければならない。

(1) 事業報告

(2) 事業報告の附属明細書

(3) 貸借対照表

(4) 損益計算書(正味財産増減計算書)

(5) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)の附属明細書

2 前項の書類のほか、監査報告を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(剰余金の分配の禁止)

第38条 当法人は、剰余金の分配を行うことができない。

第8章 定款の変更、解散及び清算

(定款の変更)

第39条 この定款は、社員総会の決議によって変更することができる。

(解散)

第40条 当法人は、社員総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第41条 当法人が清算をする場合において有する残余財産は、社員総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第20号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第9章 公告の方法

(公告の方法)

第42条 当法人の公告は、電子公告により行う。ただし、やむを得ない事由により電子公告による公告ができない場合は、官報に掲載して行う。

第10章 補則

(細則)

第43条 この定款に定めるもののほか、当法人の運営に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

(法令の準拠)

第44条 この定数に定めのない事項は、すべて一般法人法その他の法令に従う。